

1. 件名

令和5～7年度 宮崎市特定健診受診勧奨事業業務委託

2. 業務の目的

宮崎市国民健康保険における特定健診の受診率は20%台で推移しており、目標値の60%とは大きな離れがある。

被保険者の健康の保持増進を図るためには、できる限り多くの被保険者の健康状態を把握し、保健事業につなげることが不可欠であることから、過去の健診受診歴・健診結果等のデータを活用し、受診確率が高いと考えられる対象者層を抽出した上で、対象者の意識分類に応じた受診勧奨通知の作成及び個別通知を行い、特定健診の受診率を向上させ、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的として受診勧奨業務を実施し、令和7年度の特定健診受診率32%を目指すものとする。

なお、令和5年度においては宮崎県の国保ヘルスアップ支援事業である「令和5年度 特定健診実施率向上対策事業」に県内共同事業として参加するため、県事業と本市独自事業を包括的・有機的に結び付けて実施するものである。

3. 勧奨業務の対象者

令和5～7年度における宮崎市国民健康保険特定健診対象者のうち、特定健診未受診者とする。

4. 勧奨方針

受診勧奨業務は、特定健康診査等データ分析、文書通知の作成・発送、その他の受診勧奨等、宮崎市の課題に応じたこの事業に関連するその他業務を実施することとする。

5. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

ただし、勧奨通知文書の発送は、各年度の特定健診受診につなげられる時までに完了するものとする。

6. 業務内容

事業実施に先立ち、宮崎県の国保ヘルスアップ支援事業である「令和5年度 特定健診受診率向上対策事業」の内容を踏まえた3か年及び単年度の事業計画を策定し、以下の業務を実施する。

(1) 業務の実施

受診勧奨業務に実施に当たっては、対象者の抽出方法を宮崎市に提示し承認を得るものとする。なお、宮崎市が提示する除外対象者については、受診勧奨の対象から確実に除外すること。ただし、令和5年度において、以下の①、②の業務は、宮崎県の国保ヘルスアップ支援事業である「令和5年度特定健診実施率向上対策事業」にて実施を想定する。

①データ分析業務

受注者は前項により宮崎市が提供するデータ等について、受注者が独自に開発した人工知能等

を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

(ア) データ分析を可能にするためのデータ加工業務

宮崎市から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

(イ) 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

(ウ) 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

(イ) により特定した「受診勧奨すべき対象者」を健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能等を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

(エ) 受診勧奨対象者の決定業務

令和5～7年度国民健康保険特定健診対象者の健診受診の予測値（受診確率や勧奨による反応確率等）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する宮崎市の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

(オ) 個人情報の廃棄等

受注者は、この契約による業務を処理するために宮崎市から引き渡された個人情報（受注者が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等をこの契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、受注者は、宮崎市からの追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、宮崎市が廃棄を指示した場合、受注者は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

②文書通知による受診勧奨

(ア) 発送時期、予定件数等について、あらかじめ宮崎市と協議を行うこと。

(イ) 発送回数は問わないが、通知文書の延べ発送通数は以下のとおりとする。

令和5年度：49,000通以上

令和6年度：55,000通以上

令和7年度：55,000通以上

(ウ) 対象者の過去の受診の状況の傾向や問診結果などを分析し、特性に応じて内容を変えるなど効果的な通知内容とすること。

(エ) 対象者の特性に応じた分類の方法及びその分類に応じた通知内容については、事前に宮崎市と協議し、通知文書の校正、確認を行った上で送付すること。

(オ) 通知物（受診勧奨用資材）については、ナッジ理論を踏まえ、定性調査をもとに勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したもので、受診勧奨事業において既に実績があるものを修正して活用する。なお、通知物は5種類以上とする。

(カ) 通知文書の印刷、封入、封緘及び発送業務は受注者が実施する。送付先の宛名についても、宮崎市が提供する情報をもとに受注者が印刷する。

(キ) 通知文書の発送前に対象者リストを作成し、宮崎市に提出すること。

- (ク) 通知物の発送前に対象者リストに基づき宮崎市から引抜きの指示があった場合は、対応できる体制をとること。
- (ケ) 通知文書の送付方法については送付誤りが発生しないよう、適切な個人情報保護対策が取られた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。
- (コ) 通知文書の送付に関するすべての費用は、本業務の契約金額に含むものとする。

③通院中未受診者に対する対策

宮崎市の課題に即した効果的な事業について、各年度の実施計画に基づき、規模、人数、時期等の具体的な内容を企画提案書等により提案を行い、宮崎市と協議のうえ実施する。なお、提案にあたっては、医療機関及び対象者双方へのアプローチが可能かつ具体的なものとする。ただし、データ分析や集計を提案に含む場合、分析方法や結果の活用方法を明示の上、分析結果について宮崎市に対し報告する。

④その他の方法による受診勧奨

通知文書送付以外の方法で受診勧奨を実施する場合は、事前に実施方法について宮崎市と協議を行い、宮崎市の承認を得た上で実施するものとする。

⑤宮崎市が実施する受診勧奨業務への助言

受注者は、宮崎市が実施する受診勧奨業務において作成するチラシやポスター等の各種印刷物の内容及び受診勧奨の方法等について助言を行う。助言において受注者が原稿を作成した場合は、宮崎市が実施する受診勧奨業務においてカスタマイズの有無に係わらず使用できるものとする。

⑥報告及びその他業務

受注者は委託期間中、下記の報告等を行う。

(ア) 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未受診者受診率を年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を宮崎市に対し報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、宮崎市から受注者へ直接提供する。報告書は30ページ以上で作成する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、宮崎市に提案を行う。

また、受注者は宮崎市が提供したデータを分析し、対象者の特性に応じて分類した結果及び受診勧奨の優先順位が確認できる受診勧奨対象者リストを宮崎市に提出する。

(イ) その他必要とされる業務

宮崎市の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、宮崎市と同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、宮崎市及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

7. 宮崎市から提供可能なデータ

宮崎市から提供可能なデータは下記のとおりとする。

(1) 下記以外に希望するデータがある場合は、宮崎市と協議し提供の可否を決定する。

- ① 特定健診受診者データ（過去5年分）
- ② 通知文書送付用宛名データ
- ③ 通知文書送付用特定健診受診済者データ（令和5～7年度分）
- ④ 受診勧奨業務除外対象者データ

特定健診受診者データについては、国保連合会特定健診データ管理システム及びKDBシステムで出力可能な各種ファイルの標準レイアウトとする。その他のデータファイルの内容、レイアウト等については宮崎市と受注者が協議して決定する。

- ⑤ 医科レセプト電算コード情報ファイル（突合CSVデータ）
 - (ア) 医療傷病名／ファイル形式：CSV
 - (イ) 医療レセプト管理／ファイル形式：CSV
 - (ウ) KDB被保険者台帳

(2) データの提供方法は以下のとおりとする。

- ① データの提供に当たっては、原則として、宮崎市から受注者へLGWANを通じて提供するものとする。
- ② ①の運用ができない場合は、受注者が決定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用により宮崎市・受注者間でデータの授受を行う。
- ③ ①、②とも運用ができない場合は、宮崎市・受注者協議の上、個別に提供方法を定める。

8. 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、各年度、業務完了後（完了検査終了後）に行うこととする。
- (2) 委託料の請求に当たっては、完了した業務の内訳が確認できる明細書を添付すること。

9. 情報の保護

- (1) 受注者は、下記の①、②のいずれかを取得していること。
 - ① ISO27001（ISMS認証）
 - ② プライバシーマーク
- (2) 宮崎市、受注者の双方は本業務の履行に当たり知り得た情報を第三者に漏らさない。資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む。
- (3) 受注者は本業務のデータ管理において、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (4) 委託業務完了後、受注者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに宮崎市に引き渡すものとする。また、受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、宮崎市へ報告を行うこと。

10. 個人情報の収集

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

11. その他

- (1) データの引き渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) データの受け渡しに当たっては、原則L G W A Nを通じて提供が可能であること。
- (3) 宮崎市が要請する緊急の連絡や協議に受注者は迅速に対応するものとする。
- (4) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (5) 直近3年間（令和2年度～令和4年度）に市町村国保において、本業務と同様の業務を受託した実績があること。
- (6) 本業務と同様の業務において、過去の法定報告値で少なくとも3%以上の受診率向上実績があること。
- (7) 本業務と同様の業務において、複数年での業務支援を受託した実績があること。
- (8) 本業務と同様の業務において、複数年での支援実績を有し、かつ受診率向上実績があること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、宮崎市と受注者が協議の上、決定する。